

平成23年度 第1回 福祉用具専門相談員指定講習会のご案内

平成12年度より実施されている介護保険制度のサービスでは、福祉用具販売・貸与事業を行なう者が、当該事業を行なう事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員は、2名以上配置することになっています。

兵庫県知事指定の『福祉用具専門相談員指定講習会』を受講するのに、受講資格は問いません。下記開催期日の6日間(計40時間)を受講することにより、福祉用具専門相談員として現場で働くことができます。今すぐ福祉用具販売・貸与の事業現場で働きたい方で、保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士・社会福祉士・介護職員基礎研修修了者・訪問介護員養成研修1級課程、2級課程修了者・義肢装具士の有資格者においては、福祉用具販売・貸与事業に従事する場合に限り、福祉用具専門相談員とみなされるため、受講する必要はありません。しかし福祉用具の専門知識・技術を高め、適切な福祉用具の選定・相談に対応できるスキルアップを目標に学習しようと思われる方等は、ぜひ下記受講申込書にて手続きを行ってください。

1. 開催期日 平成23年 6月 4日(土)・11日(土)・18日(土)・25日(土)
7月 2日(土)・9日(土)の6日間

2. 実施場所 株式会社セイフティサービス (研修室・実習室)

3. 内 容

講義	老人保険福祉に関する基礎知識	2時間	計40時間
	介護と福祉用具に関する知識	20時間	
	関連領域に関する基礎知識	10時間	
実習	福祉用具の活用に関する実習	8時間	

4. 募集人員 30名(先着順にて受付いたします。)

※10名に満たない場合は講習を中止することがあります。

5. お申込方法

下記の『受講申込書』に記入のうえ FAX若しくは、郵送にて お申し込み下さい。
お申込後、2週間以内に受講に関する詳しい資料を送付いたします。

6. 受講料 38,000円

*学生割引対象者33,000円—対象者は、高等学校、高等専門学校、後期中等教育学校、高等専修学校の在学学生

《補講料 1時間1,500円》 ☆テキスト代、消費税込

7. 締切日 平成23年5月20日(金) 必着

8. 認定方法と欠席した場合の取り扱い

全科目の受講によって修了と認定し、修了証を交付します。1時間でも欠席の場合は講習期間内に未受講部分の補講を受講した場合に限り修了証を交付いたします。

問合わせ先 株式会社セイフティサービス

〒672-8013 姫路市白浜町宇佐崎北1丁目13番地

電 話 079-246-3009 ・ FAX 079-246-3950

受講申込書

*この受講申込書は、修了証発行時の情報となりますので、丁寧にご記入下さい。
何名か希望される場合は、この用紙をコピーし、1名につき1枚で、お申込下さい。
ご記入いただいた個人情報は、本講習の関連業務以外には使用しません。

ふりがな 氏 名 (男・女)	勤務先(学校)名
自宅住所 〒	勤務先(学校)住所 〒
自宅電話番号 ()	勤務先(学校)電話番号 ()
生年月日 昭和 平成 年 月 日	所有資格